

忠岡町令和5年度住民税非課税世帯等こども加算給付金のご案内

■こども加算給付金とは…

本給付金は、「忠岡町令和5年度 住民税非課税世帯臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）」および「忠岡町令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯生活支援金（1世帯あたり10万円）」の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している低所得者の子育て世帯に対して児童1人あたり5万円を支給するものです。

■支給対象世帯について

1. 令和5年度 住民税非課税世帯臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）の支給対象で、
基準日^{（注1）}に18歳以下の児童^{（注2）}がいる世帯
2. 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯生活支援金（1世帯あたり10万円）の支給対象で、
基準日^{（注1）}に18歳以下の児童^{（注2）}がいる世帯

（注1）いずれも、基準日は**令和5年12月1日**

（注2）18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）

■皆さまにご確認いただきたい内容

本案内文が届いた世帯の中に、令和5年度（令和4年中）の収入について税の未申告の世帯員がおります。未申告の方が次の①および②のいずれに該当するかご確認ください。

①所得があるのに収入の申告をしていない場合

税務会計課（役場1階）にて、税の申告をお願いします。申告の結果、非課税又は所得割が課税されておらず均等割のみ課税される世帯と確認できた場合は、こども加算給付金の支給対象となる為、下記窓口までお申し出ください。

※申告の結果、所得割が課税された場合は、こども加算給付金の対象にはなりませんので、同封の確認書は破棄してください。

②所得がないため収入の申告をしていない場合

こども加算給付金の対象となります。同封の確認書の誓約・同意欄の内容を確認し、各項目の記入、必要書類を添付のうえ、返信用封筒にて返送いただくか、下記窓口までご提出ください。

※給付金の支給後、修正申告等により支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。

本案内で、ご不明な点等がございましたら、

臨時特別給付金担当（役場3階） ☎0725-22-1122（内273）までお問い合わせください。